

## 豊橋市芸術文化交流施設整備等事業 実施方針

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定により、豊橋市芸術文化交流施設整備等事業に関する実施方針について公表する。

平成 20 年 8 月 26 日

豊橋市長 早川 勝

# 豊橋市芸術文化交流施設整備等事業

## 実施方針

平成 20 年 8 月

豊 橋 市

## 目次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業の名称	1
2	事業の目的	1
3	公共施設等の管理者の名称	1
4	事業方式と事業範囲	1
5	事業期間	3
6	公の施設の設置及び管理について	3
7	選定事業者の収入	3
8	特定事業の選定及び公表	4
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1	募集及び選定の方法	5
2	募集及び選定のスケジュール（予定）	5
3	応募にあたっての資格要件等	6
4	審査及び落札者決定の手続き	9
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
1	基本的な考え方	10
2	選定事業者の権利義務と市の権利義務	10
3	事業の実施状況のモニタリング	10
4	事業期間終了後の措置	10
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	11
1	立地条件等	11
2	施設規模等	11
第 5	事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
第 6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	12
1	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	12
2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	12
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	12
4	金融機関と市の協議	12
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
1	法制上及び税制上の措置	13
2	財政上及び金融上の支援	13
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	14
1	議会の議決	14
2	入札に伴う費用負担	14
3	実施方針等に関する説明会の開催	14
4	実施方針等に関する質問及び意見	14

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業の名称

「豊橋市芸術文化交流施設整備等事業」(以下「本事業」という。)

### 2 事業の目的

総合文化学習センター(仮称)は、平成13年3月に策定された『第4次豊橋市基本構想・基本計画』(現『第4次豊橋市総合計画』)において示された、「笑顔がつながる緑と人のまち・豊橋」を実現するために、特に重要性かつ先導性を持つリーディングプロジェクトの一つである「まちなか文化の創造」の主たる事業として、新たなまちなか文化の創造を促し、幅広い世代の交流を促進するための文化・交流拠点として位置付けられています。

平成16年度に策定された『総合文化学習センター(仮称)基本計画』では、「生涯学習センター」、「図書館」、「芸術文化交流施設」の三つの機能を持つ施設が構想されています。本事業は、この総合文化学習センター(仮称)の第一次整備として、豊橋市芸術文化交流施設(以下「本施設」という。)の整備を目指すものであり、芸術文化活動を推進し、その裾野を広げるとともに、地域文化の振興を図り、地域のさらなる活性化を目指していくため、整備するものです。

### 3 公共施設等の管理者の名称

豊橋市長 早川 勝

### 4 事業方式と事業範囲

本事業の事業方式は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律117号)(以下「PFI法」という。)に基づき、同法第7条第1項の規定による選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設の維持管理及び運営補助(以下「維持管理等」という。)を行うBT0(Build-Transfer-Operate)方式とします。

選定事業者が実施する業務は以下のとおりです。

#### (1) 設計業務

ア 調査業務

イ 設計業務

ウ 各種申請・協議等

(2) 建設・工事監理業務

- ア 建築物本体工事
- イ 一般建築設備工事（電気、空調、衛生等）
- ウ 舞台設備工事（舞台機構、舞台照明、舞台音響等）
- エ 舞台備品整備（大道具備品及び楽器等）
- オ 一般備品整備（家具・什器、事務機器等）
- カ 本施設の外構工事（駐車場・駐輪場・公開空地・建物周辺）、人工地盤工事
- キ 本施設敷地の造成工事
- ク 電波障害対策工事
- ケ 本施設の工事監理
- コ 本施設の引渡し業務

(3) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 一般建築設備保守管理業務
- ウ 舞台設備保守管理業務
- エ 備品等保守管理業務
- オ 外構施設（駐車場・駐輪場・公開空地・建物周辺・人工地盤）保守管理業務
- カ 清掃業務
- キ 植栽維持管理業務
- ク 警備業務
- ケ 環境衛生管理業務
- コ 修繕業務

(4) 運営補助業務

- ア 開館準備業務
- イ 設備の操作等定期的な技術研修業務
- ウ 利用者利便のための業務
- エ その他

(5) その他

- ア 地元説明会等の開催

(6) 市等の業務範囲

次の業務は、市または財団法人豊橋文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）が別途実施することとします。

現在、本施設の指定管理者は、文化振興財団とする予定です。また、文化振興財団は、指定管理者としての業務とは別に、市からの補助により芸術文化事業を実施する予定です。

## ア 芸術文化事業実施業務

(ア) 芸術文化事業の企画・実施

## イ 運営業務

(ア) 本施設の貸館業務（予約受付、料金徴収等、施設利用予約システムの運用）

(イ) 窓口・案内業務（電話対応、窓口対応等）

(ウ) 利用者支援業務（施設利用者への相談・支援、舞台設備の操作説明・操作）

## 5 事業期間

本事業の実施期間については、以下を予定しています。

《設計・建設業務期間》 平成 21 年 9 月～平成 24 年 1 月

《維持管理等業務期間》 平成 24 年 2 月～平成 39 年 3 月

《運営業務期間》 平成 24 年 4 月～平成 39 年 3 月

なお、平成 24 年 2 月～3 月に開館準備期間として文化振興財団の備品等の搬入・設置、引越し及び施設の運営に係る業務の訓練等を行います。

## 6 公の施設の設置及び管理について

本施設は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の規定による公の施設として整備するもので、その設置及び管理に関する事項については、別途条例で定めます。

## 7 選定事業者の収入

市は、サービス購入費として以下の対価を選定事業者に支払います。なお、それとは別に、選定事業者は、利用者利便施設及び設備の運営による収入を得ることができます。

### ア 設計業務及び建設業務に係る対価

市は、本事業の設計・建設業務に係る対価を、国庫補助金である「暮らし・にぎわい再生事業補助金」制度による一時払い金と、割賦方式に分けた支払いを予定しています。

### イ 維持管理等業務に係る対価

市は、維持管理等業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理等業務期間にわたり選定事業者に支払います。

### ウ 利用者利便施設及び設備に係る収入

利用者利便施設及び設備の運営による収入は、選定事業者の独自収入とします。

## 8 特定事業の選定及び公表

市は、本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定し、公表します。また、特定事業として選定されない場合でも同様に公表します。なお、財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行います。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）によるものとします。

### 2 募集及び選定のスケジュール（予定）

現時点では以下のとおり予定しています。

平成20年8月26日	実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問・意見の受付開始
9月3日	実施方針等に関する説明会の開催
9月11日	実施方針等に関する質問・意見の受付終了
10月上旬	実施方針等に関する質問への回答
10月上旬	特定事業の選定・公表
平成21年1月	入札公告（入札説明書等の公表）
1月	入札説明会の開催
1月	入札説明書等に関する質問の受付開始（第1回）
2月	入札説明書等に関する質問の受付終了（第1回）
3月	入札説明書等に関する質問への回答（第1回）
3月	参加表明書及び資格確認申請書の受付
3月	入札説明書等に関する質問の受付開始（第2回）
4月	資格確認通知書の発送
4月	入札説明書等に関する質問の受付終了（第2回）
4月	入札説明書等に関する質問への回答（第2回）
5月	入札（提案書の提出）
7月	落札者の決定・公表
8月	基本協定の締結
8月	事業仮契約締結
9月	事業契約締結

### 3 応募にあたっての資格要件等

#### (1) 応募者の構成等

本事業の応募者は、本施設の設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。）本施設の工事監理業務にあたる者（以下「工事監理企業」という。）本施設の建設業務にあたる者（以下「建設企業」という。）及び本施設の維持管理等業務にあたる者（以下「維持管理等企業」という。）を含むものとします。

設計企業、工事監理企業、建設企業及び維持管理等企業のうち複数、一企業が兼ねることは可能です。ただし、下記(3)イ(キ)に示すとおり、建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできません。

応募者は、構成企業及び協力企業を定めるものとし、それぞれの定義は次のとおりとします。応募者は、参加表明書及び資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに担当する業務を明らかにしてください。

ア 構成企業とは、下記(6)に示す特別目的会社に対して出資する者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、または請負わせることを予定する者をいいます。

イ 協力企業とは、特別目的会社に対して出資は行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、または請負わせることを予定する者をいいます。

応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできません。ただし、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の3業務に携わる企業が、協力企業として参加する場合に限り、他の応募者の協力企業となることができるものとします。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える、または有限会社の総社員の議決権の100分の50を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役または有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役または有限会社の取締役を兼職している場合をいいます。

#### (2) 構成企業及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業及び協力企業になることはできません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 破産法（平成16年法律第75号）第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立て、または同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71条）第132条または第133条の規定による破産申立てがなされている者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定による更正手続開始の申立て、または同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。

- 工 民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、または平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者。
- オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別精算の申立てがなされている者。
- カ 参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。
- キ 本事業にかかる「総合文化学習センター（仮称）第 1 次整備 PFI 導入可能性調査」「芸術文化交流施設費用対効果分析調査」「芸術文化交流施設民間資金等活用事業調査」に関与した者及びその者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業にかかる業務に関与した者は下記のとおりである。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、前項(1)の記載事項を参照すること。
  - (ア) 日本工営株式会社
  - (イ) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
  - (ウ) 株式会社三菱総合研究所
  - (エ) 有限会社空間創造研究所
  - (オ) 東京丸の内・春木法律事務所
- ク 本事業にかかる審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- ケ 入札公告から落札者決定までの間において、市の指名停止措置を受けている者。

### (3) 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければなりません。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要があります。

#### ア 設計企業及び工事監理企業

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築事務所の登録を行っていること。
- (イ) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する建築工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が設計であること。
- (ウ) 設計企業は、過去 10 年間以内に、劇場・ホール施設（延床面積 7,600 m<sup>2</sup>以上かつ客席数 800 席以上）を設計した実績を有すること。
- (エ) 設計企業が単独の場合は、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。複数の場合は、そのうち少なくとも 1 社が上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の設計企業については(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

## イ 建設企業

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による特定建設業の許可を有していること。
- (イ) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する建築工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が建築一式工事であること。
- (ウ) 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評価値が 820 点以上であること。
- (エ) 過去 10 年間以内に、劇場・ホール施設（延床面積 7,600 m<sup>2</sup>以上かつ客席数 800 席以上）の新設を、元請として施工した実績を有すること。
- (オ) 建設企業が単独の場合は、上記(ア)から(エ)の全ての要件を満たすこと。また、必ず下記(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
- (カ) 複数の場合は、そのうち少なくとも 1 社が上記(ア)から(エ)の全ての要件を満たし、その他の建設企業については(ア)から(ウ)の要件を満たすこと。また、上記(ア)から(エ)の全ての要件を満たすもののうち少なくとも 1 社は下記(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
- (キ) 全ての建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。
- (ク) 複数の場合で、建設業務のうち、電気工事若しくは管工事にあたるものがある場合は、上記の(イ)及び(ウ)に替えて以下の要件を満たすこと。
  - a 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、かつ、電気工事についてはその希望する業種が電気工事であり、管工事については、その希望する業種が管工事であること。
  - b 電気工事については、建設業法に規定する電気工事に係る経営事項審査結果の総合評価値が 770 点以上であること。また、管工事については、管工事に係る経営事項審査結果の総合評価値が 720 点以上であること。

## ウ 維持管理等企業

- (ア) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。
- (イ) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する施設維持管理等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- (ウ) 過去 10 年間以内に、延床面積 7,600 m<sup>2</sup>以上の公共施設で、1 年以上の維持管理実績（建築物保守管理業務若しくは建築設備保守管理業務）を有していること。
- (エ) 維持管理等企業が単独の場合は、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。また、必ず下記(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
- (オ) 複数の場合は、そのうち少なくとも 1 社が上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の維持管理等企業については(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。また、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすもののうち少なくとも 1 社は下記(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

#### (4) 参加資格の確認及び失格要件

市は、応募者から提出された資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、各応募者に対して参加資格要件を満たしているか否かを通知します（通知の発送日を「資格確認通知日」とします）。

なお、資格確認通知を受けた応募者の構成企業のいずれかが、以下に該当した場合は失格とします。

ア 資格確認通知日以降、落札者決定までの期間に上記第 2 3(2)及び(3)において定める資格要件を欠くような事態が生じた場合。

イ 審査委員会の委員に対して自己に有利になるような接触等の働きかけを行った場合。

#### (5) 構成企業の変更

参加表明書により参加の意思を表明した後に、応募者の構成企業の追加及び変更は原則として認めません。ただし、市はやむを得ないと判断した場合は、下記(6)イに示す代表企業を除き、認めることがあります。

#### (6) 特別目的会社の設立

ア 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を市内に設立することを要件とします。

イ 応募者の構成企業は SPC に出資することとします。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにしてください。また、構成企業の出資比率の合計は、全体の 50%を超えるものとします。

ウ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはいけません。

### 4 審査及び落札者決定の手続き

(1) 提案書の審査は、あらかじめ定める落札者決定基準に基づき、学識者及び舞台芸術専門家並びに市職員で構成する「芸術文化交流施設整備等事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、優秀提案を選定します。

(2) 市は審査委員会の審査結果を基に、落札者を決定します。

(3) 審査は、入札価格のほか、設計、建設、維持管理等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の面から総合的に評価します。

(4) 審査結果は、落札者決定後、速やかに公表します。

(5) 審査委員及び落札者決定基準については、入札公告時に公表します。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものです。選定事業者が、提供するサービスは、別冊「要求水準書(案)」を満たしつつ、多くの市民に対し、芸術文化の創造拠点と芸術文化活動を通じた人々の出会いと交流の拠点を提供することです。

#### 2 選定事業者の権利義務と市の権利義務

別紙1「リスク分担表」を基本とし、これに基づき市と選定事業者の権利義務を事業契約の中で明確に規定するものとします。

#### 3 事業の実施状況のモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が実施する施設の設計、建設、維持管理等の実施状況について、モニタリングを行い、契約で定められた性能基準、サービス水準を選定事業者が遵守していることを確認します。モニタリングの方法、内容等については、別途事業契約書に定めます。

なお、モニタリングに必要な費用は原則として市が負担しますが、モニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任及び費用負担により行うものとします。

##### (2) モニタリング結果の対応

市は、モニタリングの結果、選定事業者が契約に定める性能基準・サービス水準及び契約条項を満たしていないと判断される場合は、選定事業者に改善勧告を行い、改善策の提出実施を求めることができます。市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、一定のルールに基づく市からのサービス対価の減額等の措置を行います。

なお、維持管理等段階以降において減額等の措置を行う場合、市からのサービス購入料支払額のうち設計・建設業務に関わる対価は減額の対象としないこととします。

#### 4 事業期間終了後の措置

市は、事業期間終了後の本施設を継続して公の施設として供する予定です。選定事業者は、事業期間終了時に本施設を定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、市に引継ぐものとします。

#### 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1 立地条件等

施設の立地条件については、別紙2「位置図」及び別冊「要求水準書(案)」を参照ください。

建設地	豊橋東口駅南土地区画整理事業地区内
敷地面積	約 7,500 m <sup>2</sup>
用途地域	商業地域、準防火地域
建ぺい率 / 容積率	80% / 400%

##### 2 施設規模等

施設の規模及び配置等の条件については、別冊「要求水準書(案)」を参照してください。

#### 第5 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画または契約の解釈に疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議を行うものとします。一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に規定する具体的措置に従います。

また、契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所豊橋支部を第一審の専属所轄裁判所とします。

## 第6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

### 1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他の選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、選定事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができます。

選定事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、市は、契約を解除することができるものとします。

(2) 選定事業者が倒産し、または選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解除し、直接、事業継続のための手段を講じるものとします。

(3) (1)及び(2)の規定により市が契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとします。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 市の帰すべき事由による債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は契約を解除することができるものとします。

(2) 前号の規定により選定事業者が契約を解除した場合、市は選定事業者が生じた損害を賠償するものとします。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市または選定事業者の責めに帰することのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者双方は、事業継続の可否について協議するものとします。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨通知することにより、市及び選定事業者は契約を解除することができるものとします。

### 4 金融機関と市の協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、選定事業者に資金供給を行う金融機関と市との間で協議を行い、直接協定を結ぶことを想定しています。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、措置を行うことができるように努めます。

### 2 財政上及び金融上の支援

選定事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとします。

なお、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利子融資）の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することは可能ですが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件の変更は行いません。なお、応募者は当該制度の活用を盛り込む場合であっても、民間金融機関と同様の金利を前提として事業提案書を作成することとします。

また、当該融資制度の条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこととします。

## 第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

事業契約に係る債務負担行為の設定に関する議案については、平成 20 年 12 月市議会定例会に提出する予定です。

また、事業契約の締結に関する議案については、平成 21 年 9 月市議会定例会に提出する予定です。

なお、公の施設の設置及び管理に関する議案については、平成 21 年 9 月以降の市議会定例会に提出する予定です。

### 2 入札に伴う費用負担

応募者の入札に伴う費用は、全て応募者の負担とします。

### 3 実施方針等に関する説明会の開催

実施方針等についての説明会を以下のとおり開催します。

日 時	平成 20 年 9 月 3 日（水）13：30～15：00（予定）
場 所	豊橋市役所 東館 8 階 東 86 会議室 * 現地集合、現地解散とします。
出席方法	出席希望者は、平成 20 年 8 月 26 日（火）～9 月 1 日（月）の期間に下記記載の受付窓口に対して、FAX 若しくは E-mail にて参加企業名及び参加者名を連絡してください。ただし、参加人数は 1 企業につき 2 名までとします。なお、実施方針等の資料は配布しませんので、各自持参してください。

### 4 実施方針等に関する質問及び意見

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の提出先は、以下のとおりです。実施方針等に関する質問及び意見は、別添 3 の様式にて作成し、平成 20 年 9 月 11 日（木）までに郵送又は E-mail にてお寄せください。その際、市が受領していることを念のため電話でご確認ください。使用するソフトは、「Microsoft Excel」（保存形式は 2003 以前とする）でお願いします。なお、郵送の場合は平成 20 年 9 月 11 日（木）午後 5 時までに必着とし、データを CD-R に保存して、質問・意見内容を印刷した書類と同封してください。電話による質問及び意見は受け付けません。

質問の回答については、平成 20 年 10 月上旬に市のホームページにて公表する予定です。寄せられた意見については、内容を検討のうえ、入札説明書等の中に反映することを考慮しますが、個別回答や公表の予定はありません。また、意見についての著作権はそれぞれ

お寄せいただいた方に属しますが、必要な場合、市はこれを無償で使用できるものとし  
ます。

受付窓口：豊橋市文化市民部文化課
住所：〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL：0532-51-2873 FAX：0532-56-2110
E-mail： <a href="mailto:bunka@city.toyohashi.lg.jp">bunka@city.toyohashi.lg.jp</a>
受付期間：平成20年8月26日（火）～平成20年9月11日（木） （最終日は午後5時までとします。）